事務所だより

第67号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

年金とライフステージ　- 第3回 -

昨年に引き続き、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介します。

登場人物Aさんのその後

今回の登場人物Aさん（女性）は、高校を卒業してすぐに民間企業へ正社員で就職。しかし、バブル不況に翻弄され、勤務先が倒産。

三十歳で無職となり、その後三十二歳で結婚。夫は公務員で、いわゆる専業主婦として五十九歳まで過ごす、という設定です。

それでは、Aさんの三十二歳からのライフステージと年金制度とのかかわりを見て行きましょう。

二大イベント発生！

今回も図からご覧ください。

Aさんは、三十二歳に結婚、その後五十九歳に離婚します。結婚と同時に夫の扶養家族として五十九歳まで過ごすAさんは、三十歳退職後に加入した国民年金第一号被保険者から国民年金第三号被保険者に切り替わります。

また、五十九歳離婚時には、国民年金第一号被保険者に戻ります。今回の二つの理由では、夫の加入する共済組合が切替えの手続きを行ないますので、Aさんが切替えの手続きすることはありません。

国民年金第一号被保険者に戻ると、国民年金保険料を納付することになります。保険料の納付が難しいときの免除申請は、自分で行わなければなりませんので、注意してください。

分割請求の効果は？

Aさんは、離婚について夫と話し合いの末、財産分与のほかに離婚時の年金分割（※）を行なうことで合意しました。

この離婚時の年金分割は、Aさんが夫の加入する共済組合で手続きを行ないます。

Aさんは一〇代から厚生年金保険に一年以上加入し、保険料の納付と免除の期間が三百月以上あるので、六十歳から年金受給権が発生します。

今回、Aさんが離婚時の年金分割手続きを行なうと、Aさんが六十五歳から受け取る年金額に影響します。もし仮に、Aさんに年金受給権（年金を受け取る権利）が無ければ、この年金分割の効果はまったくありません。

次回は、Bさんのライフ・イベントと年金制度との関わりをご紹介します。

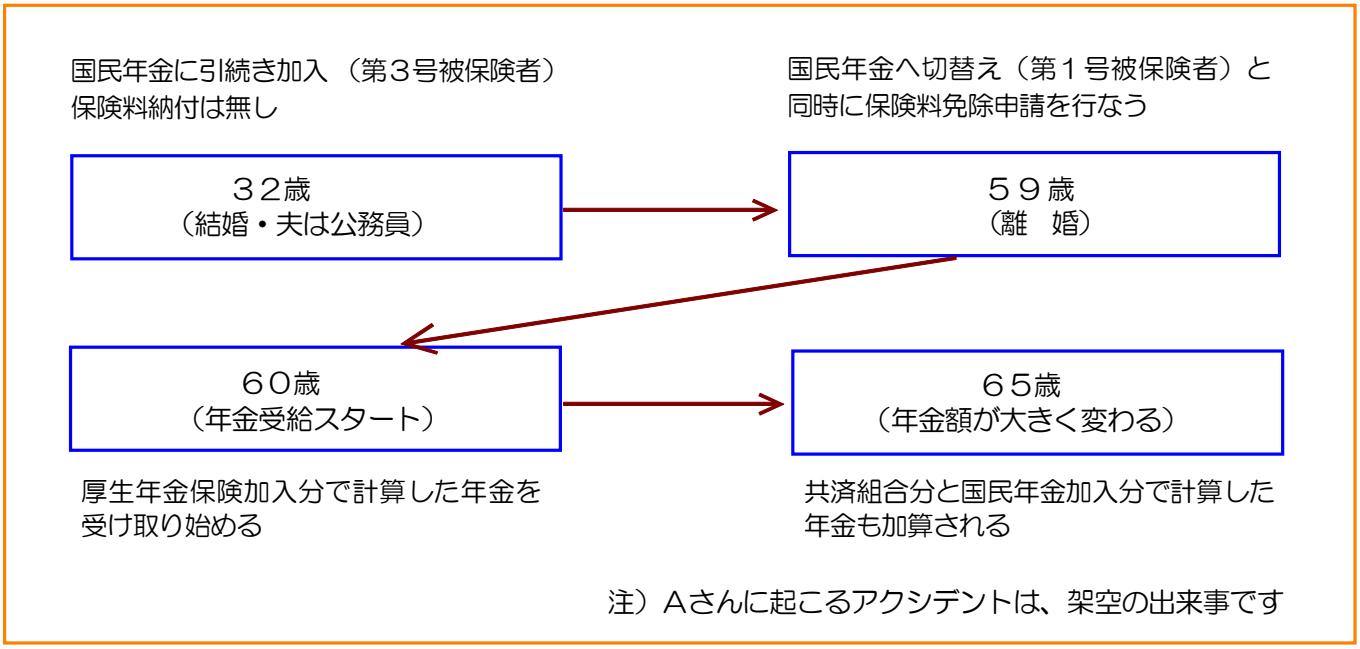

注）Aさんに起こるアクシデントは、架空の出来事です

（※）離婚時の年金分割とは
平成１９年４月以後に離婚し、一定の要件を満たす場合に、婚姻期間中の厚生年金や共済組合の加入期間を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる制度です。

過重労働解消に向けて（二）

新たな取り組み

『過労死等防止対策推進法』により、昨年九月三十日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、「過重労働等撲滅チーム」「働き方改革・休暇取得促進チーム」「省内長時間労働削減推進チーム」の三チームによる働き方の見直しがスタートしました。

そこで「働き方改革・休暇取得促進チーム」では、平成二十七年一月に都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、企業の自主的な働き方の見直しを推進することとなりました。

企業経営陣に対して、仕事の進め方の見直しによる時短や年次有給休暇の取得促進など働きかける予定です。

ネットを利用して

他方、「過重労働等撲滅チーム」では、①一か月あたり百時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底、②インターネットによる情報監視、③メンタルヘルス対策の強化、を実施する予定です。

今回着目すべき点は、②です。厚生労働省がインターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報を労働基準監督署による監督指導等に活用されることです。平成二十七年一月より試験的に実施されます。

一月の労務手続［提出先・納付先］

十三日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）［公共職業安定所］
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）［労働基準監督署］
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

二十日
○特例による源泉徴収税額の納付（前年七月～十二月分）［郵便局または銀行］

二月二日
○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、十月～十二月分）［労働基準監督署］
○労働保険料の納付（延納第三期分）［郵便局または銀行］
○健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［年金事務所］
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票）の提出［税務署］
○給与支払報告書の提出（一月一日現在のもの）［市区町村］
○個人の道府県民税・市町村民税の納付（第四期分）［郵便局または銀行］
本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで
○給与所得者の扶養控除等申告書の提出［給与の支払者］
○本年分所得税源泉徴収簿の書換え［給与の支払者］

Q

先日、子育てに関係するシンボルマークとして「くるみんマーク」を知りました。介護に関係するシンボルマークはありますか。

仕事と介護の両立シンボルマーク

A

昨年の１月に厚生労働省が公募し、決定したシンボルマークがあります。「トモニン」という愛称で発表されています。「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のために設定されました。

親や家族などの介護を行なうために、やむを得ず退職する介護離職が年々増加しています。介護を行なう労働者は、勤務先の中で中核的人材として活躍していることも多く、企業等にとっても大きな痛手となっています。

そこで、厚生労働省は、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」を作成して、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を防止するための企業等の取り組みを推進しています。

編集後記

年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮する「受給資格期間の短縮」と低所得の年金受給者に月五千円（年六万円）を支給する「年金生活者支援給付金」が、消費増税と共に延期されました。『財源の確保困難』がその理由とか。

政府の掲げた「社会保障の充実」は、いずこに？

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所
〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com